

「封事太宗」と杵築藩法

— 藩法新史料所見 —

(一)

私は、先に「監郡右置と執腕録—近世地方村支配者の政治志向—」と題しての小稿を、本紀要第十七号に投じたことがある。¹⁾その拙稿は、小串俊政の手になる「監郡右置」と、本多正辰の「執腕録」の両書に共通する、村方支配者の政治志向を見ようとするものであった。

その後、右の二書に類似した性格の執政要務のための書が、旧島原藩飛地領たる、豊後国東郡田染組(現豊後高田市)大庄屋の河野氏においても「田染水鏡」として執筆されていることを知見し、これを別に紹介したことがある。

この「田染水鏡」は、その名の示す如く、大庄屋の執務上に必要とする政務の判例を列挙したもので、その執筆年代は天保十五年となっている。

「田染水鏡」は、「執腕録」の内容のうち、石高一覧・年中行事の部などを除けば、他は殆んど類似した内容となり、「執腕録」同様、島原藩「豊州御領」における、いわば関係法令の判例集である。

田染組大庄屋河野氏と、宇佐郡橋津組大庄屋本多氏とは、島原藩に属し大庄屋役を勤めるとともに、深い血縁関係を持つ同族であった。

本小稿で所見を述べる「封事太宗」は、この本多氏の末裔橋津家に伝えられたもので、著作者は「監郡右置」の著者たる小串俊政である。本

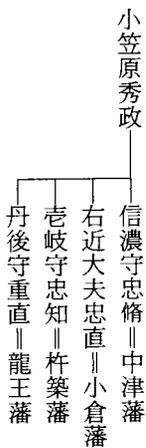
後 藤 重 巳

多氏(現在は橋津氏)と小串氏は、これまた血縁関係にあるところから、何らかの機会に、本多氏の手に移ったものと考えられる。

(二)

正保二年(一六四五)以降、豊後杵築藩主として幕末を迎えた松平氏は普通、能見松平氏と称される。それは、三河国額田郡野見村を本貫とする所由である。正保二年、この松平氏が杵築に入封する迄には、当氏には豊前豊後においての移動に若干の経緯があった。

慶長五年以降、中津・小倉に拠点を置いて豊前豊後内に三十九万石(異説あり)の所領を有していた細川氏が、寛永九年(一六三二)、肥後に転封すると、その跡に小笠原氏が入封した。小笠原氏も、細川氏と同様に世に知られる名族であり、小笠原秀政の四人の男子が、細川氏の跡を四分割にした形で配置された。



右の如き、秀政の四子の内、第四男の重直は、これより前の年、松平重忠の養子になつており、松平氏を称していた。

秀政の四子が、揃つて小倉・中津・杵築と云う東九州地区を縦断する形の地点に配置された経緯について、

是は、小笠原右近大夫様、豊前小倉へ所替被_二仰付_一、九州の要と被_二思召寄_一、御用被_二仰付_一候故、御兄弟方一所に差置、御相談御相手の儀有_レ之、中津は信濃守様、杵築は彦岐守、高田は此方(重直)御一所被_二仰付_一候。

と述べる史料の記述は、その政治的・地理的条件を勘案しての配置を行つたことの、ほぼ真意を伝えるものと考えられる。これらの地域が、瀬戸内海を介する時、江戸・大坂地方との通交面において、重要な立地条件にあつたことを考えれば、さしずめうなずけるところである。

豊前龍王に配せられた松平重直は、『寛政重修諸家譜』によれば、寛永九年(一六三二)、龍王に移封と見えているが、別の史料では、同年、豊後高田城に所替えとあり、その直後、高田城内からの失火によつて抛を失ない、完成までの一時を、龍王に過ごし、寛永十四年に高田に入つたとも伝えている。この数年間の所在の移動については、諸史料の語る事には若干の相違があり、いずれが正しいか直ちに判じ兼ねる。寛永十四年(一六三七)、豊後国高田に移つた重直が、同十九年に病没し、翌二十年、嫡子英親が家督を継いだ。父重直の遺領は、三万七〇〇〇石であつたが、この内を弟重長と直政とにそれぞれ三〇〇〇石、二〇〇〇石の計五〇〇〇石を分与したために、英親は残る三万二〇〇〇石を領することになり、この石高が、以降幕末までの、杵築能見松平氏の朱印高となつた。

さて、寛永九年、杵築に入封していた小笠原忠知は、正保二年(一六四五)に三河国吉田に転封になり、その跡に高田の松平英親が移動

した。

形式的には、小笠原氏から松平氏への政権交替であつたが、實質は兄弟の相承に外ならない。以後、杵築三万二〇〇〇石は、この能見松平氏の相伝するところとなり、幕末に至る。その藩主相伝の次第は、右の通りである。

英親(正保二年〜元禄五年)——重栄(元禄五年〜宝永五年)——重休(宝永五年〜正徳五年)——親純(正徳五年〜元文四年)——親盈(元文四年〜明和四年)——親貞(明和四年〜天明五年)——親賢(天明五年〜享和二年)——親明(享和二年〜文化八年)——親良(文化八年)——

右九代に亘る藩主の内、重栄・親純及び親賢の三人は他家からの養子であつた。

能見松平氏は、豊後府内松平氏・肥前島原松平氏とともに、九州では数少ない徳川一門の松平姓譜代大名であり、九州では比較的重要な位置を占めていた。

能見松平氏は府内松平氏とともに、長崎年番を交互に勤めており、例えば、両氏の参勤交代における上京は、交互にくり返される様、指示さえ与えられていた。

さて、正保二年入封以来のこの杵築松平氏の藩治の為の法令については、史料的な制約から不明確な部分が多かつた。

昭和三十八年(一九六三)刊行の『大分県史料—各藩史料』には、杵築藩関係法として、二法令を収めている。

ともに、東国東郡国東町の後藤家所蔵の史料であり、その一つは、俗に知られる、承応四年二月の「御老中_二被_二仰渡_一帳面写」、今一つは、享保十六年十二月の「郷中諸法度」である。

前者の「御老中より被_二仰出帳面写」は、原初的な名称ではなく、後藤家の何れかの時代における表紙加添の折の加筆仮題と思われる。

以下、詳しく述べる所であるが、当藩では、正保二年、松平氏が入封に際し、同年九月十七日、二十五ヶ条に及ぶ「郷中仕置之条々」を發布しており、右の承応四年の仰出は、「式拾五ヶ条之外萬定」として追加的に発布されたものであった。

この小稿で紹介を試みようとする正保二年九月発布の「郷中仕置之条々」等は、豊前豊後国内に於ける藩法令の内、もつとも早い時期に属するものと思われるものである。

比較的安定的な藩政を布いた杵築松平氏の、初期藩政における郷村支配を知る上に正保・承応・延宝期の諸法令の実態を概観することにする。

(三)

小串俊政が「封事太宗」⁽⁸⁾を編著しようとした意図は、その序文に詳しい。すなわち、

夫、此編は郡宰の序にあるべき所の記録、蠹鼠の害に因りて残缺となるもの不_レ少。凡、世道人事は古今の変革あるといへとも、いにしへの蹟を稽て今の勉をはかるに量あり。故に予が祖父郡宰たりし時の旧記と、縣吏村長の家に蔵する所の古書数字巻を集め、其の中に封事の助けとも可_レ成書を、今此に補ひ、蒙昧浅はかの心を以て深く志し、九巻を編集して、封事太宗と題す。

と述べていることで明らかであろう。

俊政の計画では、編著の規模は全九巻であった。その内容は、正保二年（一六四五）から正徳四年（一七一四）までの法令を第一巻、享保三年（一七一八）から明和九年（一七七二）までを第二巻、寛政元年（一七八九）から文政十年（一八二七）までを第三巻として編集す

る法令の編成集成をはじめ、第五巻は、享保期から文政期までの郡役所の留書の書拔類、第六巻は、寛文五年（一六六五）から享保十四年までの評定帳の書拔類などで構成した。

この外、天明六年（一七八六）に成った三浦梅園の「丙午封事」を第八巻、村の庄屋などの年中の行事等を詳述した「村長規矩」を第九巻とするなど、全九巻の構想を持っていた。序によると、第四巻に関しては記述がなく、しかも同巻は今日現存しない。

これらの編集の年代は、序文に「時に天保八年丁酉秋八月」（一八三七）と見えていることによつて、明確に知られる。

ところで、彼の計画した右の各巻の内、その全てが計画どおり完結したものかどうかについては、確証がない。今日残る巻冊は、第一・二・三・五・六の五冊のみである。ために、完結後遺失したことも考えられ、今後の研究を待つ外はない。

さて、「封事太宗」の一卷・二巻・三巻に収載される法令は、前述の如く、正保二年の郷中仕置之条々に始まり、文政七年九月の「御代官演説書」までの、凡そ一四〇件に達する。

勿論この内には、公儀法度としての幕府からの通達や、必ずしも「法令」とは称しにくい性格のものも含まれている。また近世法の特質としての「反復主義」によつて、同じ法令が、時代を異にして発せられている場合も多い。従つて、この一四〇件近い法令の内容については詳細な分析比較が必要となるが、この点については、別の機会に譲りたいと思う。

以下まず、正保期から文政期までに、発せられた法令を一覧しよう。

- ① 郷中仕置之條々 正保二年（一六四五）九月十七日 二十五ヶ条
- ② 式拾五ヶ條之外萬定 承応四年（一六五五）二月一日
- ③ 覚 寛文五年（一六六五）四月十四日
- ④ 覚 寛文五年（一六六五）五月

- ⑤定 寛文五年（二六六五）七月十一日
- ⑥定 寛文五年（二六六五）七月十一日
- ⑦寺院御下知状條々 寛文五年（二六六五）七月十一日
- ⑧覚 寛文八年（二六六八）一月二十三日
- ⑨たばこ地御赦免開発定 寛文十年（二六七〇）五月十二日
- ⑩覚 寛文十年（二六七〇）五月二十八日
- ⑪「触」 「寛文四年カ」七月十一日
- ⑫「」 「寛文四年カ」辰七月十四日
- ⑬覚 延宝二年（二六七四）四月二十四日
- ⑭「五倫之道之事」外 延宝四年（二六七六）八月十八日
- ⑮「仰出」 延宝六年（二六七八）五月十一日
- ⑯郷中仕置之條々 延宝七年（二六七九）十月
- ⑰郷中三拾五ヶ條外定控 延宝八年（二六八〇）五月
- ⑱漁船御菜鯛納様之覚 天和二年（二六八二）五月
- ⑲定 天和二年（二六八二）五月
- ⑳定 天和二年（二六八二）五月
- ㉑覚 天和二年（二六八二）八月二十一日
- ㉒覚 元禄三年（二六九〇）午八月
- ㉓覚 元禄三年（二六九〇）八月九日
- ㉔郷方奉公人定 元禄三年（二六九〇）八月
- ㉕川口出入改覚 元禄三年（二六九〇）八月
- ㉖覚 元禄九年（二六九六）八月
- ㉗口上覚 元禄九年（二六九六）九月六日
- ㉘覚 元禄十二年（二六九九）三月二十四日
- ㉙諸奉公人御定書 元禄十二年（二六九九）七月
- ㉚「右」追加 元禄十二年（二六九九）七月
- ㉛籠舎人御免之節御賄定 元禄十四年（二七〇二）十一月七日
- ㉜覚 元禄十七年（二七〇四）四月
- ㉝「仰出」 宝永八年（二七一〇）二月
- ㉞「仰出」 正徳元年（二七一〇）四月十日
- ㉟「唐船について」 正徳四年（二七一四）

- ③⑥條々 正徳四年（二七一四）十一月
- ③⑦江戸中間定 享保三年（二七一八）四月
- ③⑧覚 享保三年（二七一八）十一月
- ③⑨覚 享保四年（二七一九）七月
- ④①「唐船持渡之諸色」 享保三年（二七一八）六月
- ④②「」 享保三年（二七一八）十一月
- ④③「」 享保四年（二七一八）六月
- ④④覚 享保五年（二七二〇）十一月十一日
- ④⑤「定」 享保六年（二七二二）十一月十六日
- ④⑥定 享保九年（二七二四）二月六日
- ④⑦覚 享保十年（二七二五）十月
- ④⑧「御救に関して」 享保十三年（二七二八）八月
- ④⑨覚 享保十三年（二七二八）八月
- ⑤①御藏定法 享保十三年（二七二八）八月
- ⑤②定 享保十五年（二七三〇）三月
- ⑤③「唐船に関して」 享保十六年（二六三二）五月天和二年五月密
- ⑤④「郷中諸法度十三ヶ条」 享保十一年（二七二六）九月
- ⑤⑤覚 享保十六年（二七三二）十一月 ⑩改法
- ⑤⑥覚 享保十六年（二七三二）五月
- ⑤⑦定 享保十六年（二七三二）九月二日
- ⑤⑧「急御用に関して」 享保十七年（二七三三）十一月
- ⑤⑨「仰出」 享保十七年（二七三三）五月十九日
- ⑥①「米直段に関して」 享保十九年（二七三三）五月十日
- ⑥②「郡奉行江」 享保二十年（二七三五）十月
- ⑥③「」 寛保四年（二七四四）二月
- ⑥④「宗旨改に関する」 延享四年（二七四七）四月五日
- ⑥⑤「郡方江」 延享四年（二七四七）四月七日
- ⑥⑥「申渡」 延享五年（二七四八）三月
- 寛延二年（二七四九）四月十八日
- 寛延元年（二七四八）十二月
- 寛延二年（二七四九）四月十八日

67	「申渡」	寛延二年（二七四九）	十月十五日		寛	安永五年（二七七六）	六月	十六ヶ条
68	「公儀仰出」	寛延三年（二七五〇）	一月		99	「右受書のこと」	安永五年（二七七六）	六月
69	「田畑売買に関して」	宝曆二年（二七五二）	五月二十七日		100	「納米等に関し仰出」	安永五年（二七七六）	六月
70	「仰出」	宝曆二年（二七五二）	八月	五ヶ条	101	「納米等に関し仰出」	安永六年（二七七七）	七月
71	「仰付」	宝曆二年（二七五二）	八月二十八日	六ヶ条	102	「徒党に関して」	安永七年（二七七八）	十月
72	「仰出」	宝曆三年（二七五三）	四月十九日	四ヶ条	103	「公儀」	安永九年（二七八〇）	七月
73	「仰出」	宝曆三年（二七五三）	四月	十三ヶ条	104	「公儀」	寛政元年（二七八九）	七月
74	「仰出」	宝曆三年（二七五三）	〃	三ヶ条	105	「公儀」	寛政元年（二七八九）	七月
75	「酒造米之事」	宝曆四年（二七五四）	十一月		106	「公儀」	寛政二年（二七九〇）	七月
76	「役人宛」	宝曆五年（二七五五）	六月		107	「公儀」	寛政三年（二七九一）	十二月
77	「唐船に関して」	宝曆六年（二七五六）	八月		108	「公儀」	寛政三年（二七九一）	十二月
78	「仰出」	宝曆八年（二七五八）	九月	十三ヶ条	109	「馬屋中間へ」	天明三年（二七八三）	四月
79	「郷藏定」	宝曆八年（二七五八）	十月	二十ヶ条	110	「御口上書写」	天明三年（二七八三）	七月
80	「郷藏定」	宝曆八年（二七五八）	十月	二十ヶ条	111	「郷藏内日雇条目」	天明三年（二七八三）	十月
81	「公儀法度」	明和二年（二七六五）	六月	六ヶ条	112	「公儀」	天明三年（二七八三）	十月
82	「片野浦鱒船に関して」	明和四年（二七六七）	九月		113	「公儀」	天明三年（二七八三）	十月
83	「公儀」	明和四年（二七六七）	十一月		114	「公儀」	天明四年（二七八四）	五月
84	「公儀」	明和四年（二七六七）	十一月		115	「公儀」	天明四年（二七八四）	六月
85	「道中に関して」	明和五年（二七六八）	二月十四日	三ヶ条	116	「公儀」	天明五年（二七八五）	三月
86	「坪検見仕方同書」	明和五年（二七六八）	四月	十八ヶ条	117	「公儀仰出」	天明六年（二七八六）	十月
87	「受書案紙」	明和五年（二七六八）	四月		118	「公儀仰出」	天明八年（二七八八）	八月
88	「検見の儀」	明和五年（二七六八）	七月	九ヶ条	119	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
89	「公儀仰出」	明和六年（二七六九）	三月		120	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
90	「〃」	明和六年（二七六九）	八月		121	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
91	「キリシタン訴人」	明和七年（二七七〇）	七月		122	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
92	「公儀法度」	明和七年（二七七〇）	八月		123	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
93	「願出しの儀」	明和八年（二七七二）	五月		124	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
94	「唐明ぼんの件」	明和九年（二七七二）	五月		125	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
95	「南鯨銭」	明和九年（二七七二）	九月		126	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
96	「虚無僧に関し仰出」	安永三年（二七七四）	一月	一ヶ条	127	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
97	「浪人等に関し仰出」	安永四年（二七七五）	三月	二ヶ条	128	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					129	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					130	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					131	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					132	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					133	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					134	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					135	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					136	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					137	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					138	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					139	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					140	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					141	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					142	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					143	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					144	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					145	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					146	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					147	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					148	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					149	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					150	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					151	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					152	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					153	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					154	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					155	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					156	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					157	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					158	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					159	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					160	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					161	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					162	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					163	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					164	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					165	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					166	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					167	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					168	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					169	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					170	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					171	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					172	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					173	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					174	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					175	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					176	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					177	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					178	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					179	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					180	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					181	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					182	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					183	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					184	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					185	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					186	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					187	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					188	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					189	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					190	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					191	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					192	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					193	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					194	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					195	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					196	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					197	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					198	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					199	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月
					200	「公儀」	天明八年（二七八八）	八月

⑫ 郷中諸法度	文化二年(二八〇五)一月	十六ヶ条
⑬ 郷中制禁条々	文化二年(二八〇五)一月・六月	二十四ヶ条
⑭ 規定	文化二年(二八〇五)六月	七ヶ条
⑮ 寛	文化十三年(一八一六)一月	十五ヶ条
⑯ 御家老以下へ	文政二年(二八一九)三月・四月	
⑰ 「仰出」	文政七年(二八二四)三月	
⑱ 規定并心得えヶ条	文政七年(二八二四)八月	五ヶ条
⑲ 郷藏心得方覚	文政七年(二八二四)九月	三十二ヶ条
⑳ 御代官演説書	文政七年(二八二四)九月	十ヶ条

(四)

正保二年九月に発せられた「郷中仕置之條々」は、二十五ヶ条から成っている。

「封事太宗」の冒頭の朱註によると、「瑞龍院様、御討入之時ニ仰出之廿五ヶ条御掟也」と見え、瑞龍院すなわち松平英親が正保二年に豊後杵築拜領に際して発した第一号の法令であることが知られる。条末の朱註には、「右の條々、從_二江戸_一御書出被_二成下_一候、可_レ被_レ奉_三相守_二此旨_一者也」と見え、同年十一月五日には、領内六手永大庄屋連印の請書が出されている。

この二十五ヶ条の條目の内容について、あらかた列記すると、次の如くである。

- 一、吉利支丹宗旨改めに関する事
- 一、領分郷中触れの手順
- 一、伝馬・人足に関する規定
- 一、往還人の宿に関する規定
- 一、道橋の掃除管理に関する規定
- 一、堂宮に対する信奉、並びに社領内の山林竹木無断伐採禁止

- 一、他領・自領の侍に対する町人・百姓の態度について
- 一、他領との縁組の禁止、他領への奉公人の禁止
- 一、人売買及び年季奉公の禁止
- 一、行方不明者の差返しに関する件
- 一、他国牢人を町中・郷中に置くを禁止
- 一、他国・自国の船破損に際する救助について
- 一、井堤川除用水普請を正月十一日より月内に完了すべきこと
- 一、種子米の保管と貸付に関する規定
- 一、年貢皆済以前の他借返済の禁止
- 一、郡奉行・代官の、百姓に対する非分禁止とその目安(訴え)
- 一、大庄屋・小庄屋の百姓に対する非分の禁止とその目安
- 一、諸公事の、耕作支障を禁ず。
- 一、入百姓・帰参百姓の郷内定住をなした村役人の褒賞
- 一、領分中の家中への奉公は、村人口の少ない村からは禁止
- 一、領分の諸札の相对貸借の禁止
- 一、札請以外の殺生を禁止
- 一、酒売買は、他領売は許可、領分百姓へは禁止。但し神仏祝事では郡奉行の許可を得ること
- 一、郷中に配置の横目・郷足輕への賄の禁止
- 一、大庄屋の民家巡見の際の賄は、一菜一汁たるべきこと

以上二十五ヶ条は、初期藩政の法令としての、極めて基本的な内容のヶ条である。つまり幕府法に従属する藩領支配の基本姿勢を示す藩の施政方針とも云える基本法令である。

この基本法に、「杵築藩」としての具体性を持たせた法令が、いわゆる大分県史料収載の「承応の仰渡し」であったことは言を俟たない。

俗に、「承応四年、御老中より被_二仰渡_一帳面写」と呼ばれるこの承応の法令については、大分県史料収載の史料では、その頭註に「首部

散佚」と見えるが、「封事太宗」によってケ條には一条の散佚もないことが知られる。

さて、承応四年の「仰渡」は、「封事太宗」によると、「式拾五ヶ條之外萬定」と題されており、その内容から考えて、前に見た正保二年の二十五ヶ條とセットにされた補足的な明細法令と考えられる。

次いで、この承応四年から二十四年を経た延宝七年（一六七九）十月、当藩では三十五ヶ條に及ぶ「郷中仕置之條々」を發布している。

享保十六年十一月の「郷中諸法度」の後書きによると、「延宝七年三十五ヶ條之御定目、年数推移、当時難三相用一條目有レ之ニ付、今度右之通被ニ仰出一候」と見えているところから、従来、延宝七年に三十五ヶ條の條々が発令されたことは知られていたものの、その具体的史料の残存がなく、内容については今日まで明らかではなかった。

この三十五ヶ條は、先に各ヶ條の素意を一覧した当藩の初令たる正保二年の「郷中仕置の條々二十五ヶ條」に比して、領内支配の為の基本法令がより具体化し、より規制化したことを示している。正保の條々に見えずこの延宝七年令で新らしく附加されたヶ條を一覧すると次の如くである。

- ① 一、人畜改めの厳格化
- ② 一、田畑永代売買の禁止
- ③ 一、根付・苅取時分の相互扶助
- ④ 一、一味徒党の禁止
- ⑤ 一、謀書・謀判等の処罰規定
- ⑥ 一、隠田畑の摘発に関すること
- ⑦ 一、刃傷沙汰の禁止
- ⑧ 一、いたづら徒者の取り締り
- ⑨ 一、大庄屋・小庄屋・小百姓の身分不相応な家作の禁止
- ⑩ 一、着衣の制限

⑩ 一、祭礼・仏事・祝儀に際しての簡素化の徹底

右の内、①③の二條は、大意的には承応の仰渡しの内に見えるヶ條であるが、他はすべて條令的に新規に登場するものである。

正保二年の條目二十五ヶ條に、ヶ條的には僅か十ヶ條とは云え、右にかかげた延宝條目のこの十ヶ條の追加は、極めて大きな意味をもっている。この特質を、若し一言で表現するならば、郷村取締りの一段の強化とも云えよう。

延宝期といえば、同元年六月の分地制限令の発令、四年の関東八ヶ国百姓の鉄砲等所持の禁制発令などが知られるが、同五年から七年にかけて、幕府では畿内近国の幕領の総検地を実施して幕府財政の基盤再建を画策した。各藩領に於いても同様で、この時期の「内検帳」が各地に散見するのは、この為である。内検は、幕府公認の形式的な表高（朱印高）に対して、実質的に藩の財政を切り廻す各藩領主が、徹底した領内検地を行なうことによって、藩財政の確立を企てる目的から実施されたものであり、そこには寸歩の田地さえも見がさない厳格さがあった。

右に一覧した如く、延宝の條目に登場するヶ條は、内検の意図する⑥の隠田畑の摘発に関する一條は勿論のことながら、自立小農民の存立を保証すべく制定された田畑永代売買禁止令の履行、田畑への完全根付・完全收穫のための相互扶助、②の徹底などは、まさに延宝の時代を象徴するヶ條とも云える。更に④の一味徒党の禁止令は、以上の様な強圧的な施政に対する農民一揆を防止する為のヶ條であり、新らしい社会秩序を維持する為には、⑤⑦⑧のヶ條が必要と考えられ、⑨もまた同様、「身分相応」を前提とした社会にとっては不可欠のヶ條であった。

翌延宝八年五月、この三十五ヶ條の郷中仕置之條々の趣旨を、執行面で完徹すべき法令ともされる定書が発令された。これが「郷中三拾

五ヶ條外定控」である。

この定書は、先に見た如き正保二年の郷中仕置之條々二十五ヶ條に對する承応四年の「貳拾五ヶ條萬定」と同様、前年の延宝七年の「仕置之條々」にセットされた定目である。

そのヶ條を見る時、内容的には、承応の仰渡と同内容のものも見られるが、承応の法令に比しては比較にならない程の詳細さを持つとともに、新らしい追加ヶ條が多い。

延宝八年のこの條目は、百ヶ條近いヶ條をもつ大部なものであるが以下、各ヶ條の大意をそろえて全覽しよう。

- ① 一、大庄屋・小庄屋・山ノ口・弁指・肝煎の作高夫役赦免
- ② 一、大庄屋・小庄屋・山ノ口、大庄屋の親・嫡子の夫役赦免
- ③ 一、大庄屋・小庄屋・山ノ口の親嫡子の夫役赦免
- ④ 一、小庄屋、毛附高百石に付き、一斗五升（京榭）給米
- ⑤ 一、郡奉行廻村の節の賄方規定
- ⑥ 一、大庄屋廻村の賄方規定
- ⑦ 一、山奉行・郡手代・郷足輕などの賄方
- ⑧ 一、鷹匠の賄方
- ⑨ 一、村継人足・人馬規定
- ⑩ 一、郡奉行・代官・大庄屋の郷中調物の件
- ⑪ 一、宗門改様のこと
- ⑫ 一、奉公人・請僧・五才以下の薪錢赦免
- ⑬ 一、百姓諸役などの割符に関する件
- ⑭ 一、段取下見に関する注意
- ⑮ 一、竹木遣しのこと
- ⑯ 一、火事逢者への竹木下賜の件
- ⑰ 一、駄賃錢、沓里四歩の定
- ⑱ 一、人足賃錢、沓里沓分五厘定
- ⑲ 一、沓駄荷、八拾五貫たるべし。
- ⑳ 一、乗懸りに関して

- ㉑ 一、人足、沓人の荷物は七貫目たるべし。
- ㉒ 一、所務下ヶ札遣しのこと
- ㉓ 一、百姓の新開田、歛下年季定
- ㉔ 一、百姓の新開畑、
- ㉕ 一、一年作のけずり畑に関して
- ㉖ 一、新開発の禁止と、許可の件
- ㉗ 一、空地定免の件
- ㉘ 一、郷中切錢の定
- ㉙ 一、諸出米、切錢の年貢皆済以後の割符定
- ㉚ 一、酒造赦免者のこと
- ㉛ 一、婦參百姓、牢人百姓の扱い方
- ㉜ 一、牢人百姓の有り付方について
- ㉝ 一、牢人百姓開発の田畑の歛下年季について
- ㉞ 一、百姓少き村えの移り百姓の件
- ㉟ 一、新塩浜の年貢に関して
- ㊱ 一、諸代米定のこと
- ㊲ 一、灘手十月より正月迄の肴直段
- ㊳ 一、二月より九月迄八ヶ月間の肴直段
- ㊴ 一、片野網肴こま物、十月より正月迄四ヶ月の直段。二月より九月迄の直段
- ㊵ 一、諸運上定
- ㊶ 一、領内住宅持牢人の開発地は作り取りたるべきこと
- ㊷ 一、禁制外の商売は郡方役人の証文又は免札を受くべきこと
- ㊸ 一、守江御茶屋の特殊たる故、当村百姓夫役赦免のこと
- ㊹ 一、山ノ口帯刀許可のこと
- ㊺ 一、諸百姓、御預り地との縁組の許可のこと
- ㊻ 一、八坂村に関する件
- ㊼ 一、領内住宅持侍・牢人の麦作は反別赦免のこと
- ㊽ 一、安岐・灘手浦の役儀、事により赦免のこと
- ㊾ 一、定地持の村に関する件
- ㊿ 一、田畑損毛の時分の種子米は、一倍迄は皆損扱いにすること
- ④⑧ 一、新田畑損毛の節の種子は下賜の定

- 49一、在々神社祭礼料米の件
- 50一、反別大小麦のこと
- 51一、在々定地の川成、損毛は損毛なるとも上貢すべきこと
- 52一、塩浜土定のこと
- 53一、たばこ畑赦免のこと
- 54一、往還として田畑を費す折は、代地を保証しないこと
- 55一、八坂組諸百姓の預り地との縁組赦免
- 56一、郷足輕の着替人足に関する事
- 57一、百姓抱えの田畑を召上の節の扱い方について
- 58一、百姓の麦種濟地の費地となる場合の扱いについて
- 59一、従来より納来る茶麦(茶藨)の件
- 60一、百姓子供兄弟、譜人・年季人の科に際し無断処罰を禁ず
- 61一、年貢地内の漆木は地主に下し、公収の上、代物を与えること
- 62一、他所者の滞留に関する規定
- 63一、諸奉公人の無礼禁止
- 64一、郷中御成の節の宿賃の定
- 65一、
- 66一、新開の地に屋敷を構えれば新地畑同前の年季定
- 67一、(付紙) 新地引様改のこと
- 68一、浦方定
- 69一、破損船並助船御定
- 70一、山方定
- 71一、蔵法
- 72一、小庄屋の帳紙定
- 73一、小庄屋墨筆油の定
- 74一、諸出米は年貢皆済以後十一月十二月中に小門より取立のこと
- 75一、木付蔵番、聞番の件
- 76一、御蔵欠米小廻し運賃米等の件
- 77一、不良米、不良大豆の納入を禁ず。
- 78一、大坂登せ石物俵拵のこと
- 79一、石物請取の節、不正のなき様

- 80一、各蔵での新旧米の引替えを禁ず。
- 81一、石物さしぬき改めの件
- 82一、木付蔵より出荷石物の改めを厳正にせよ。
- 83一、木付蔵への小廻し石物に関する送り状の件
- 84一、郷蔵より木付蔵への小廻し石物蔵出しの件
- 85一、蔵上納石物の外、一切の預り禁止のこと
- 86一、蔵での他借取遣りの禁止
- 87一、符奉行・蔵取の出役は八月より十二月迄毎日六ツ時に出勤のこと
- 88一、半石物に関する定
- 89一、年貢上納期の、村役人の出勤に関する事

以下が、延宝八年の定目の各ヶ條の大様である。

今日まで知見されていた承応の仰出しの内容は、二豊諸藩の郷中法度の中では、比較的具體性を持つ法令と目され、例えば「浦々法度書」や「郷中万切錢定」のヶ條は、他藩法令には見えない特殊な面での具體的な内容として大きく注目されて来た。しかし、延宝八年の法令は、質的にこれをはるかに凌駕するものとなっている。

以下、この延宝八年の法令の中で、その特質的なヶ條をとり上げ、延宝期の藩政志向についてみることにする。

(一) 百姓新開田畑、並びに自領他領牢人の新開等に関する規定。
右に一覧した表中の②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮などのヶ條が、これに該当する。

先の承応四年の仰渡しによると、開田畑の歟下年季規定、けずり畑・かり畑の作り取規定をかがけているが、基本的には「新開田畑共に御法度ニ被二仰付一候間、少しも開申間敷候」として、開添など止むを得ない場合に限り、奉行に届け出の上、許可する旨を命じている。この点は、延宝八年の定目でも基調的には変化はない。

特に百姓新開に開しては、承応四年の令に比して田と畑の歟下年季

の免率等を各別し、新田は開田から五年目は免一つ成、六年目から十年目迄は本免に二つ下り、十一年目から本免に入れると規定し、幕府からの通達により、本免入れ以前の百姓への夫役賦課を禁止すると規定している。

この事は、承応令が「田畑開初の年より三年は作取、四年目〜七年目までは壹ツ成、八年目より拾年までは其村の本免に貳ツ下り、拾年目よりは本免」として、田畑と同格に扱った点と、大きく相違する。より緻密な収租の体制への強化と考えられる。

その他、婦参百姓・牢人百姓の保護、人少の農村への移り百姓の扱いについても規定し、変化する農村に対する対応姿勢を強化した面が具現している。

(二) 諸代米に関する規定

「米遣いの経済」と呼ばれる近世にあつては、米穀で諸物品の代価は換算される。「代米」は諸物価・労賃などの米量との換算率である。こうした点から、延宝令の「諸代米定之事」は注目される。

この規定は、まず藁・勝藁をはじめとする農村での小物成的な副産物、課役人夫賃、移百姓扶持料などを米麦量に換算し、続けて、灘手・片野浦などでの海産物の代米価を、十月から正月迄、二月から九月迄の二期に分けて、こまかく規定する。

例えば、「灘手十月より正月迄肴直段」の項では、一、五寸鯛壹枚・代米壹合八勺、一、七寸鯛・代米五合式勺、一、壹尺五寸鯛・代米貳升四合五勺などとし、「二月より九月迄八ヶ月分」の項では、一、五寸鯛壹枚・代米九勺、一、壹尺五寸鯛・代米壹升九合五勺として、季節による捕獲量、需要量に基づく海産物の直段の変化を明記している。

これらの外、牛房・生わらび・竹の子・せり・みかん・梨・栗・粟・洗さといも・けし・木いちごなど、農産物、採草類、果実など様々な物

品の代米価を定めている。これらは、当期の物価、その変動の実態ばかりでなく、農海村の第一次産品の流通の様子を知る上に、極めて重要な史料となる。

(三) 諸運上に関する規定

藩経済にとつて、諸運上銀銭は、正租・小物成とともに、極めて重要な比重を占める収入である。

この延宝令に定める運上は、農漁村における狩漁猟や製炭に関するもののみを上げている。例えば、唐あみ札・雉子締札・鳩あみ札・川うけ（釜）札・海立網札・鍛治炭札・鉄砲殺生札などである。

(四) 塩浜（製塩）に関する規定

「塩浜土定」は、塩年貢上納に関する規定である。

塩は生活必需品として、各地で生産され、その塩田は、検地の対象となり塩浜年貢が課される。二豊諸藩のうち、海岸線の長い杵築藩は、特に製塩が盛んで、中でも姫島の製塩は知名であった。

「塩浜土定」によると、小原・横手・富来・来浦・竹田津の五手永に属する海岸村落の塩年貢は、次表の通りである。

手永名	村名	上反二付浜	中反二付浜	下反二付浜	下々付浜
小原	小原・次部丸・黒津・興専寺	—	—	一石二斗	—
横平	北江	—	二石	一石五斗	一石二斗
富来	堅来	—	—	一石五斗	—
来浦	向田・浜	—	—	一石五斗	一石二斗 (向田のみ)
竹田津	姫島	四石三斗	三石六斗	三石	—

右表に現れる如く、姫島塩田がいかにも上質の製塩をなす地域であったかが知られる。規定によると、塩年貢には、一石に付き三升の口塩が附加されていた。承応令には、新塩田成就に際しての塩年貢の歛下年貢規定が見えるばかりであり、塩年貢に関する明確な規定は、この延宝令が初見であろう。

(五) 破損船ならびに助船規定

近世は、幕藩体制のもとに江戸・大阪を中心に全国各地との物資流通活動が盛行した時代である。この為に、大量の物資を早く輸送する手段として舟による海上輸送の技術が急速に発展した。幕府では、こうした時勢に対処すべく、海上の安全航行に關しての法令を発し、難破船の救助に力を入れた。杵築藩は、周防灘・伊予灘を通航する船便にとつて、もつともならみの効く立地であり、従つて、他藩に比して詳細な救助規定を見るものと思われる。

「破損船并助船御定」項に収める「覚」によると、

雖^レ為^二何船^一、遭^二悪風^一及^二難儀^一時は、船壹艘に助船三艘或四艘或五艘模寄之浦より其相応^二見計ひ^一、如^レ此乗組不^レ移^二時刻^一槽出、随分人を助隨^二時宜^一候ては、船とも浦津へ槽入、不^二破損^一様^二相働^一べし、

として、具体的に規定を設けた。この規定は、八坂手水の高須村・片野村をはじめ、十六ヶ所の浦辺村を、「助船」の出船の浦と定めている。そして更に、破船に伴なう沈荷、浮流荷の扱いについて定め、「破損船改め」の書式をかかげている。

(六) 山方定

山林原野に対する行政的規制が強化されるのも、近世の特徴である。二豊諸藩では、中津藩における、宝曆期の「山方定法」は世に知られるところであるが、これより前代におけるこの種のまとまった法令は、この延宝令が初見であろう。「山方定」は、全二十四ヶ條から成り、山林原野の竹木の伐採、用水普請用の竹木の利用許可、植林などについて詳しく規定する。ヶ條中には、請敷土代定、呉・苦竹直段定、請敷斗代定などが見え、山林竹木管理に積極的な姿勢を示していることが知られる。

(七) 蔵法

藩にとつて最も重要な施設は、年貢米を収納する蔵であり、そこで収納する業務もまた厳正が必要とされた。従つて年貢の集荷、運搬納入、大阪・江戸への廻米、給米としての支出業務等について規定するのが「蔵法」である。

承応四年の令では「御蔵納法度書之事」とあり、十四ヶ條に亘る條目が見えている。

十七世紀末葉期、つまり延宝期を前後する時代に集中的に見られる郷中法度や度々の内検の実施は、諸藩の農政指導や収奪体制が積極的に展開して行く様子を証左するものである。

幕府では、延宝元年（一六七三）、著名な分地制限令を発して、農民の土地保有の零細化及び農民層分解作用を阻止し、最低限必要な再生産手段の爲の土地保有を法的に保証しようと企った。

一方、限界に達した正租収入から、農山漁村に普及する小商品作物の流通の成果を、小物成として収租の対象とすることを志向し、そこに統

制の目標をあてはじめる。

杵築藩の延宝八年の法令に新たに登場する諸ヶ條は、同様に新らしい時代に対応すべき基調的な指導方針を示すものに外ならない。

ヶ條中に見える村役の役職執務の厳正化、不法収奪(応対)の禁止、村入用の高割的な役負担、山林原野の竹木土地に関する規制などは、まさに郷村を収租の最大の母胎として認知する、藩の基本姿勢を示すものである。

享保十六年の、当藩の諸法度に「至于今、立来法例ハ、弥無_二違背_一様可_二申付_一候」と藩の志向するところは、立藩当初の志向と変るものではない。

しかし、次第に不可避的に変質して行く政治経済状況に対応するためには発せられるのが、かような新法令である。

二豊諸藩の諸法令に関しては、その実態は今日、未知の部分が多い。領主経済の困窮化は、対領内への誅求の強化を進展させるが、この事は農村経済の進展、農民層分化現象と相対的に作用して、逃散を中心とする農民動向を招くことになる。その様な事態については、更に在地的な史料によって分析されなければならないが、本稿では新知見の法令を紹介することにより、次の段階への指針の参考に資したいと思ふのである。

註 (1) 後藤重巳「監郡石置」と「執腕録」『別府大学紀要・第十七集』昭和五十二年一月

(2) 後藤重巳『大分の歴史・第七卷』昭和五十四年八月

(3) 後藤重巳「飛地領支配に於ける問題点」『史学論叢・第七号』昭和五十二年

(4) (3)に同じ

(5) 「能見松平氏御由緒」別府大学文学部史学科所蔵文書

(6) 「田染水鏡」豊後高田市田染中村、河野氏所蔵、正式には「水鏡」

(7) 是永六雅『追遠拾遺』の中に散見する。

(8) 「封事太宗」冊子仕立本。宇佐市橋津、橋津守英氏所蔵

(9) 『大分県史料・第十七卷』「各藩史料」収、国東町後藤敏宏氏所蔵史料